

全幹盤台上における線下排除方法について

付知営林署 山口 太
福田 二郎
小林 班

当事業所の伐採事業地は、地形が急峻のうえ、笹、石礫等が多く又、盤台の位置等が狭小地のために、全幹集造材は不可能ということで、伐木造材作業により普通集材を行い、搬出しようと計画したが、再度の林地踏査等によって、伐木造材作業は安全面から、伐区の地形上かなりの危険を伴なうことによく目し、盤台の位置が狭小地ではあるが全幹集造材での実行の可能性について再検討を行った。検討結果下記の問題点を解決する必要が生じた。

1. 盤台の位置が狭小で、大きさに限度がある。
2. 架線測量の結果、主索等が盤台の中心を通り線下作業となる。
3. 材の集材場所がないため、盤台上の集積となる。
4. 集造材作業及び自動車積込に支障ができる。

以上の問題点を解決する方法として、安全面を考慮した線下の危険防止方法を取り入れることにした。

この方法は、小径木を利用し開閉式の落下防止の作設である。操作の内容は、材の搬入時は落下防止を開いておき、材が着荷し、荷卸しが終り、重錘等が盤台上を離れると落下防止を閉じ、造材作業を開始する。落下防止の開閉は、Y-12巻上機によって行い、運転は資格者が交替で行う。この方法によって得た、利点、欠点は下記のとおりである。

<利点>

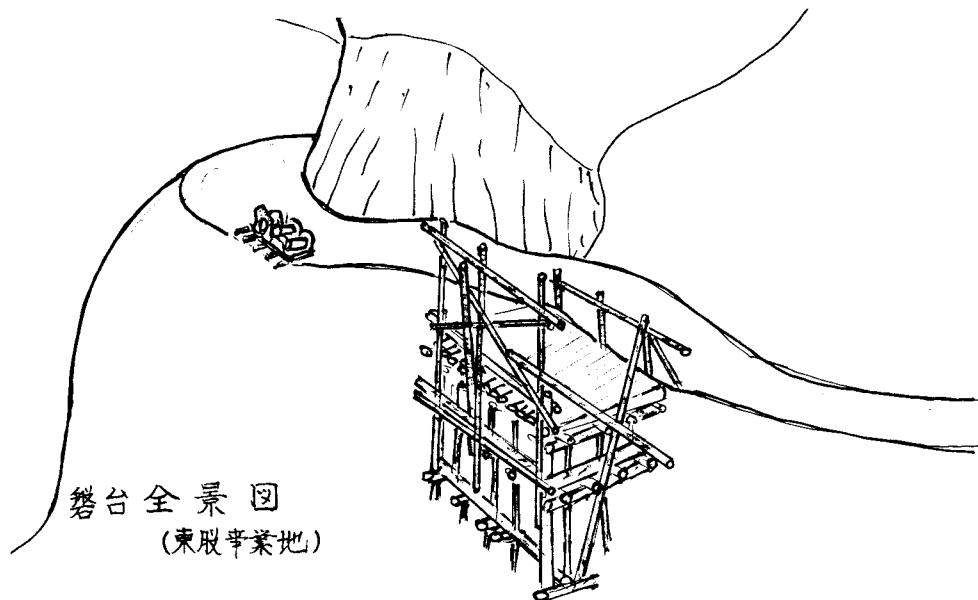
1. この方法の取り入れによって、線下の危険防止ができ、主索、リフティング及びエンドレス索が、かりに切断しても、落下が防止できるため安心して作業ができた。
2. 材の集積も盤台に思ったより多く滞荷できた。（約40～50m³）
3. 自動車積込も心配したよりスムーズにできた。（積込は、作業開始前等にできる限り実施した）

<欠点>

1. 運材の自動車が1日おきに配車がないと盤台の強度が問題であった。
2. 材が限度以上の滞貨になると、落下防止に頭がつかえ作業に若干の支障がでた。
3. 自動車の時間帯がずれると、作業が交錯し作業仕組の必要があった。（この場合の作業は、一時集造材を中止し、盤台上の末木枝条、サルカ等の整理を実施した。）

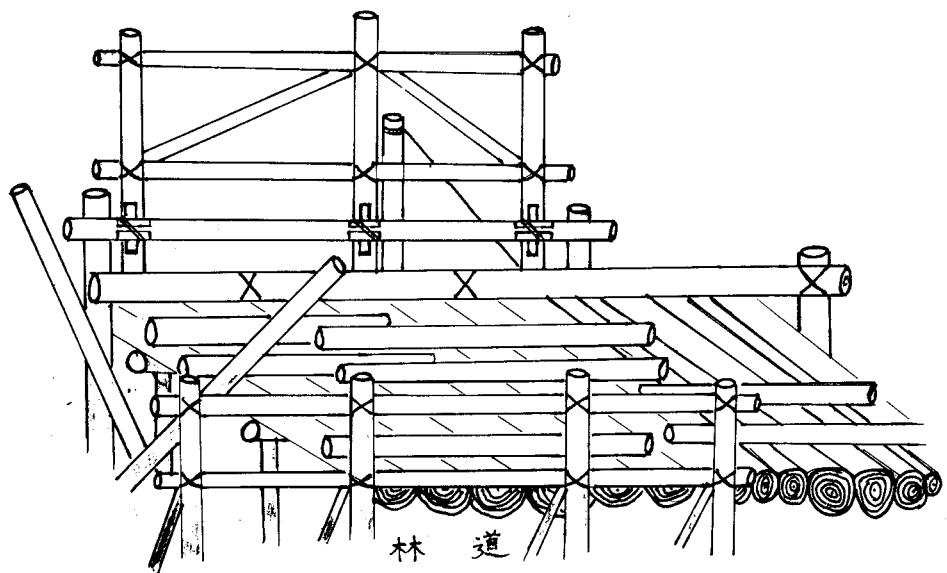
以上の実行結果から、狭小地での全幹集造材が可能という一応の成果を得た。今後もより安全に能率的の作業を進めるため、問題点等更に検討を加え指差確認の完全定着、基本動作の徹底、決められた基準

を守り安全作業を実施して行く考え方である。なお現場の仕事は、お互いに信頼し合図・信号等を確認し、励まし合いながら連携を保ち、より安全に作業を進めて行くことが大切であると考えている。

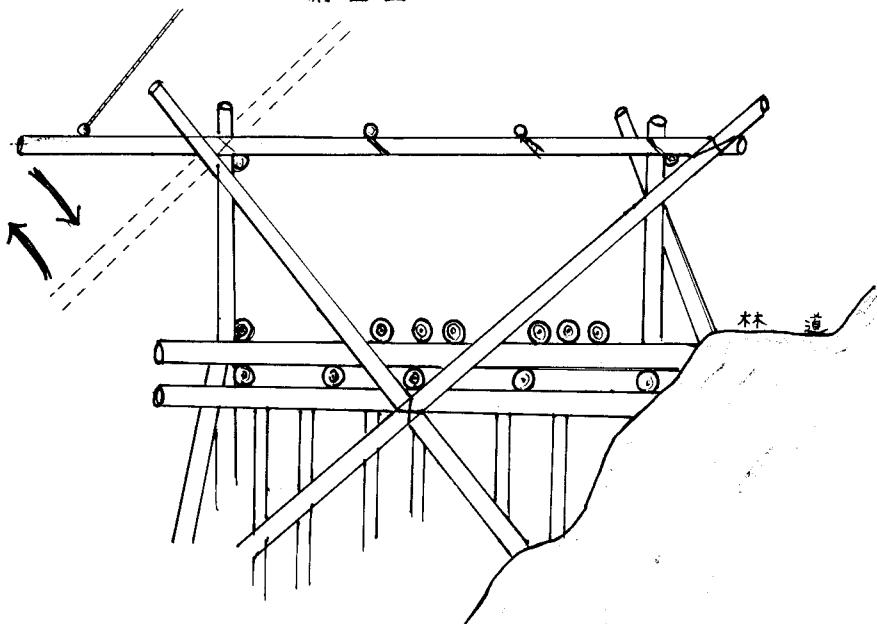


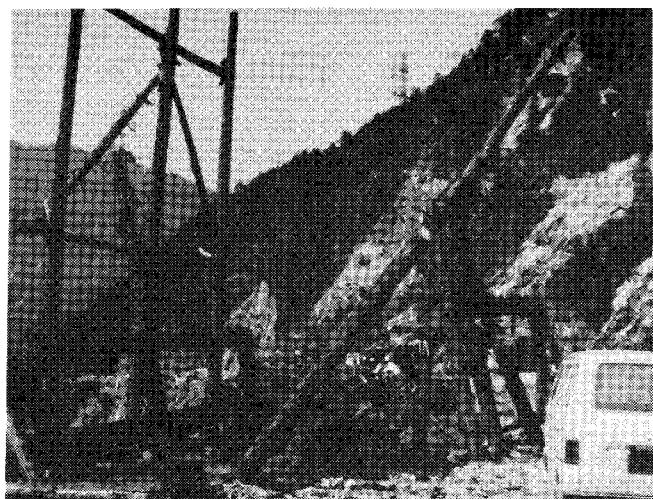
全幹集成盤台上における線下危険防止方法

全面図

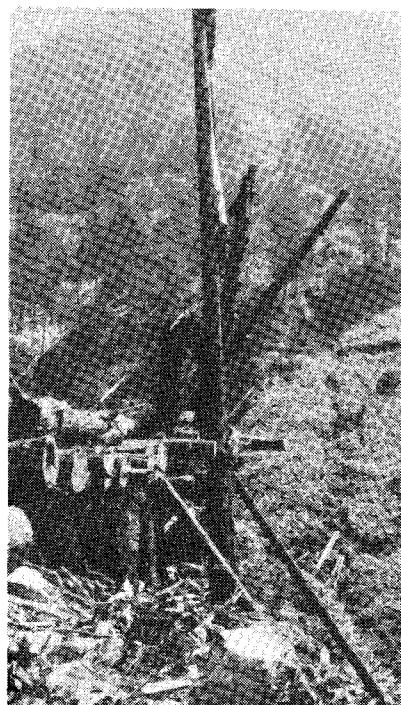


側面図 -





落下防止が開いているところ　材搬入口



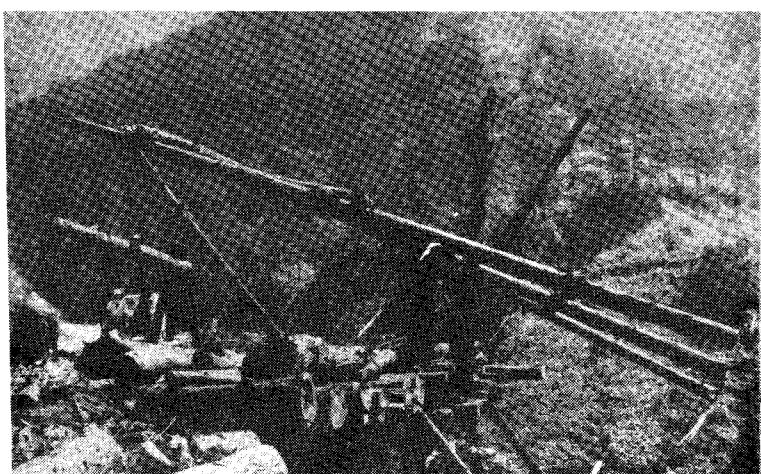
落下防止が開いているところ　裏側



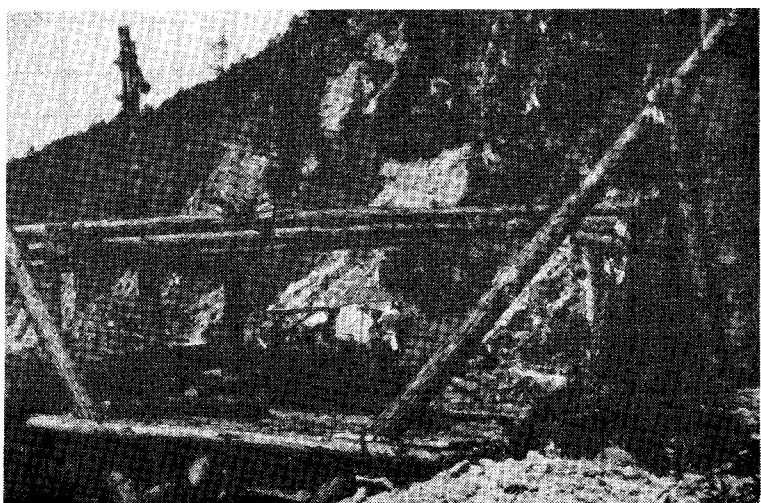
材が着荷するところ



材が着荷するところ



落下防止が閉じるところ



造材作業をしているところ